

平成20年度以降に経過措置が終了する合併協定項目一覧

※下線部分は、経過措置の内容

国分寺地区

協定項目番号	協定項目	分類	調整	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
9	地方税の取扱い	法人市・町民税	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>税率(法人税割)については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</u>	H20	市民税課	
		軽自動車税	高松市の制度に統一する。 ただし、 ・ <u>税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</u> ・ <u>納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</u>	H20	市民税課	
		入湯税	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</u>	H20	市民税課	
		事業所税	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。</u>	H22	市民税課	
		納税関係	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>国分寺町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</u>	H20	納税課	
22	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険(料・税)の賦課等	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</u>	H20	国保・高齢者医療課	
23	介護保険事業の取扱い	介護保険料の賦課・徴収	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>国分寺町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。</u> また、 <u>国分寺町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</u>	H20	介護保険課	
24-9	児童福祉事業	保育料	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>国分寺町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額になるよう、段階的に調整するものとする。</u>	H20	保育課	
		妊婦・乳幼児健康診査	高松市の制度に統一する。 ただし、 <u>国分寺町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、ことば相談及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。</u>	H20	保健センター	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査については、21年度は現行のとおりとし、22年度以降において、市域全体で実施場所等の見直しを行う。 ことば相談及びこども相談については、21年度から、高松市保健センターにおいて行う。

協定項目番号	協定項目	分類	調整	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-11	保健衛生事業	健康診査・がん検診	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している胃がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。 【合併時に調整するとしていた項目の調整結果】 高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における乳がん検診の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。	H20	保健センター	
		機能訓練	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で実施している機能訓練については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。	H20	保健センター	
24-12	環境対策事業	し尿収集事業	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域のし尿収集手数料については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	衛生処理センター	
24-13	商工・観光関係事業	中小企業指導団体等育成	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。	H20	商工労政課	21年度については、現行のとおり実施する。 なお、22年度以降については調整中。
24-14	農林水産関係事業	水田農業構造改革事業	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	
		農業団体育成事業	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町が実施している、水稲種子消毒事業及び農業機械銀行に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	
		園芸団体育成事業	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町が実施している、盆栽団体及び日本盆栽協会国分寺支部に対する補助は現行のとおりとし、みかん部会、果樹研究同志会、さつき会、雑木盆栽部会及び大平・国分パイロット組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	合併町の生産品目別の12の生産団体に対する画一的な助成は廃止する。 21年度以降においては、より特産品の生産振興を図るため、新たな品種や技術の導入など、革新的な事業に限り助成を行うこととし、本市全域を統括する高松市農業振興協議会の事業を拡充する中で、実施する。
		有害鳥獣駆除事業	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町が実施しているイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。	H20	農林水産課	平成20年度まで実施している有害鳥獣駆除対策としての補助事業については、市内全域を対象とした防護柵への助成事業として実施する。
		水洗便所改造資金支援制度	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の国分寺町の制度を適用するものとする。	H22	下水道管理課	

協定項目番号	協定項目	分類	調整	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-18	下水道事業	汚水ますの設置	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。	H22	下水道管理課	
		合併処理浄化槽設置に対する補助	高松市の制度に統一する。 国分寺町地域における合併処理浄化槽設置に係る重点整備支援補助及び単独浄化槽撤去費補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとし、専用住宅に設置する場合の補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	下水道管理課	
		排水設備設置助成	国分寺町地域の排水設備設置助成については、合併時において供用を開始しており、かつ、受益者負担金を賦課されている者について、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	下水道管理課	
24-19	消防防災関係事業	防災行政無線	国分寺町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。 戸別受信機の経費負担については、合併時まで調整するものとする。 【合併時まで調整する項目の調整結果】 高松市の移動系防災行政無線を設置し、無線運用する。 なお、同報系防災行政無線の遠隔制御装置を消防局に設置し、NTTの専用回線を利用して接続する。 国分寺町の防災行政無線(同報系)の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	危機管理課	
24-20	学校教育事業	保護者負担軽減対策	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における修学旅行等補助については、合併年度は現行のとおりとし、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	学校教育課 保健体育課	
		学校教育指導	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施するものとする。	H22	学校教育課	
		公立幼稚園	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。 幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 国分寺町地域の園区は、現行のとおりとする。	H20	学校教育課	国分寺町地域以外の地域では通園区域を設けておらず、他地域との均衡や整合性を図るため、国分寺町地域に設けている園区を廃止する。
		子ども会活動の促進	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の校区子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。	H20	生涯学習課	
		青年活動の推進	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。	H20	生涯学習課	

協定項目番号	協定項目	分類	調整	経過措置の終了年度	担当課	経過措置にかかる変更内容
24-21	社会教育事業	成人教育の推進	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町婦人会に対する婦人学級開設委託費については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。	H20	生涯学習課	
		スポーツ団体育成事業	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。	H20	スポーツ振興課	
		スポーツイベント等振興事業	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域のスポーツフェスティバルの補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。	H20	スポーツ振興課	
		体育施設管理運営	高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。 減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。	H20	スポーツ振興課	
24-22	文化振興事業	文化祭開催事業	高松市の制度に統一する。		国際文化振興課	会場使用料の市負担については、平成20年度限りとする。 また、文化祭への補助については、平成21年度は2分の1に削減し、平成22年度は、21年度と同額とする。平成23年度以降は、活動状況を見極め、補助額を決定する。
		文化団体の育成・支援事業	高松市の制度に統一する。 【合併時まで調整する項目の調整結果】 国分寺町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う同協会の動向及び活動の方向性を見極め、激変緩和を考慮する中で、その額を決定するものとする。		国際文化振興課	平成21年度は、2分の1に削減し、平成22年度も21年度と同額とする。平成23年度以降は、協会の活動状況を見極め、100千円を上限とする。
24-23	その他の事業(葬斎関係事業)	葬斎場	高松市の制度に統一する。 ただし、綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。 【合併時まで調整する項目の調整結果】 国分寺町地域住民の綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等の使用料については、合併年度は現行の組合料金の適用を受けるものとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、火葬料の負担増に対する一部助成を行うものとする。	H20	市民やすらぎ課	